

平成 25 年 10 月の地震活動及び火山活動について

平成25年10月の地震活動及び火山活動について解説します。

○ [地震活動]

・ 全国の地震活動

10 月 26 日 02 時 10 分に福島県沖でM7.1 の地震が発生し、この地震により、岩手県から福島県で津波を観測しました。

全国で震度 3 以上を観測した地震の回数は 18 回、日本及びその周辺におけるM4.0 以上の地震の回数は 124 回でした。

震度 3 以上を観測するなどの主な地震活動の概況は別紙 1 のとおりです。また、世界の主な地震は別紙 2 のとおりです。

・ 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の余震活動

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の余震は、次第に少なくなってきたものの、最大震度 4 以上を観測した地震が 5 回、震度 1 以上を観測した地震が 85 回発生するなど、引き続き岩手県沖から茨城県沖の広い範囲で発生しました。

国土地理院の G N S S 連続観測結果によると、引き続き東北地方から関東・中部地方の広い範囲で、徐々に小さくなってきてはいますが、余効変動と考えられる東向き地殻変動が観測されています。

（余震の見通しについて）

余震は、全体的には次第に少なくなってきましたが、本震発生以前に比べて依然として活発な地震活動が続いており、今後も継続すると考えられます。M7.0 以上の大きな余震が発生する可能性は低くなってきましたが、まれに大きな余震が発生することがあり、最大震度 5 弱以上の強い揺れや、海域で発生した場合には津波が発生する可能性があります。また、比較的小さな余震でも、沿岸域や陸域で発生すると震源付近では強い揺れになることがあります。なお、余震は広い地域で発生しているため、同じ規模の余震でも発生する場所により各地の震度は異なります。

（防災上の留意事項）

引き続き余震による強い揺れに警戒してください。また、これまでの強い揺れのために地盤がゆるんでいる地域では、降雨や余震による土砂災害の発生する危険性が高まっていますので、併せて警戒してください。

また、海域で大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があります。海岸で強い揺れを感じた場合、また、揺れを感じなくても津波警報が発表された場合には、直ちに海岸から離れ高台等の安全な場所に避難してください。

余震域の外側も含めて、常日頃から地震への備えをお願いします。

○ 【火山活動】

桜島では、爆発的噴火を含む活発な噴火活動が継続しました。15日に発生した爆発的噴火では桜島島内の鹿児島市東桜島町(ひがしさくらじまちょう)で、24日に発生した噴火では桜島島内の鹿児島市桜島(さくらじま)武町(たけちょう)で、それぞれ小さな噴石を確認しましたが、これによる被害はありませんでした。今期間、噴煙の最高高度は火口縁上4,500mで、降灰予報を10回発表しました。火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)が継続しており、昭和火口及び南岳山頂火口から概ね2kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒してください。

霧島山(新燃岳)では、GPS観測によると、新燃岳の北西地下深くのマグマだまりへの深部からのマグマの供給は停止し、新燃岳浅部の活動も低下し火山活動は落ち着いた状態が続いています。これらのことから、22日18時00分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを3(入山規制)から2(火口周辺規制)に引き下げました。しかし、火口内に溜まった溶岩は依然高温状態にあり、火口周辺に影響のある小規模な噴火が発生する可能性は残っていますので、火口から概ね1kmの範囲では弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。

蔵王山では、10月下旬から11月1日(期間外)にかけて火山性微動が3回発生し、火山性地震も10月下旬以降やや多い状態で経過しました。ただちに火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められませんが、今年に入って活動の高まりがみられますので、今後の活動の推移に注意してください。

阿蘇山では、火山性地震は少ない状態で経過し、10日に実施した現地調査では二酸化硫黄の放出量も400トンと少ない状態でした。これらのことから中岳第一火口の火山活動は低下しており、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められなくなったと判断し、11日11時00分に噴火予報を発表し、噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から1(平常)に引き下げました。その後、火山活動に特段の変化は認められません。

その他の火山の活動状況に特段の変化はありません。

日本の主な火山活動の概況は別紙3のとおりです。また、世界の主な火山活動は別紙4のとおりです。

注1：噴火警戒レベルには、レベル毎に防災機関等の行動がキーワードとして示されており、導入にあたっては、噴火警戒レベルの活用が地域防災計画等に定められることが条件となります。

注2：国土地理院のGNSSによる地殻変動観測については、国土地理院ホームページの記者発表資料「平成25年10月の地殻変動について」を参照願います。

<http://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2013-goudou1111.html>

注3：気象庁の地震活動資料には、気象庁、防災科学技術研究所及び大学等関係機関のデータが使われています。

注4：地震活動及び火山活動の詳細については、地震・火山月報(防災編)平成25年10月号をご覧ください。

注5：平成25年11月の地震活動及び火山活動については、平成25年12月9日に発表の予定です。